

教員研修の体系化

教育職員養成審議会答申(S62,H9,H10,H11)

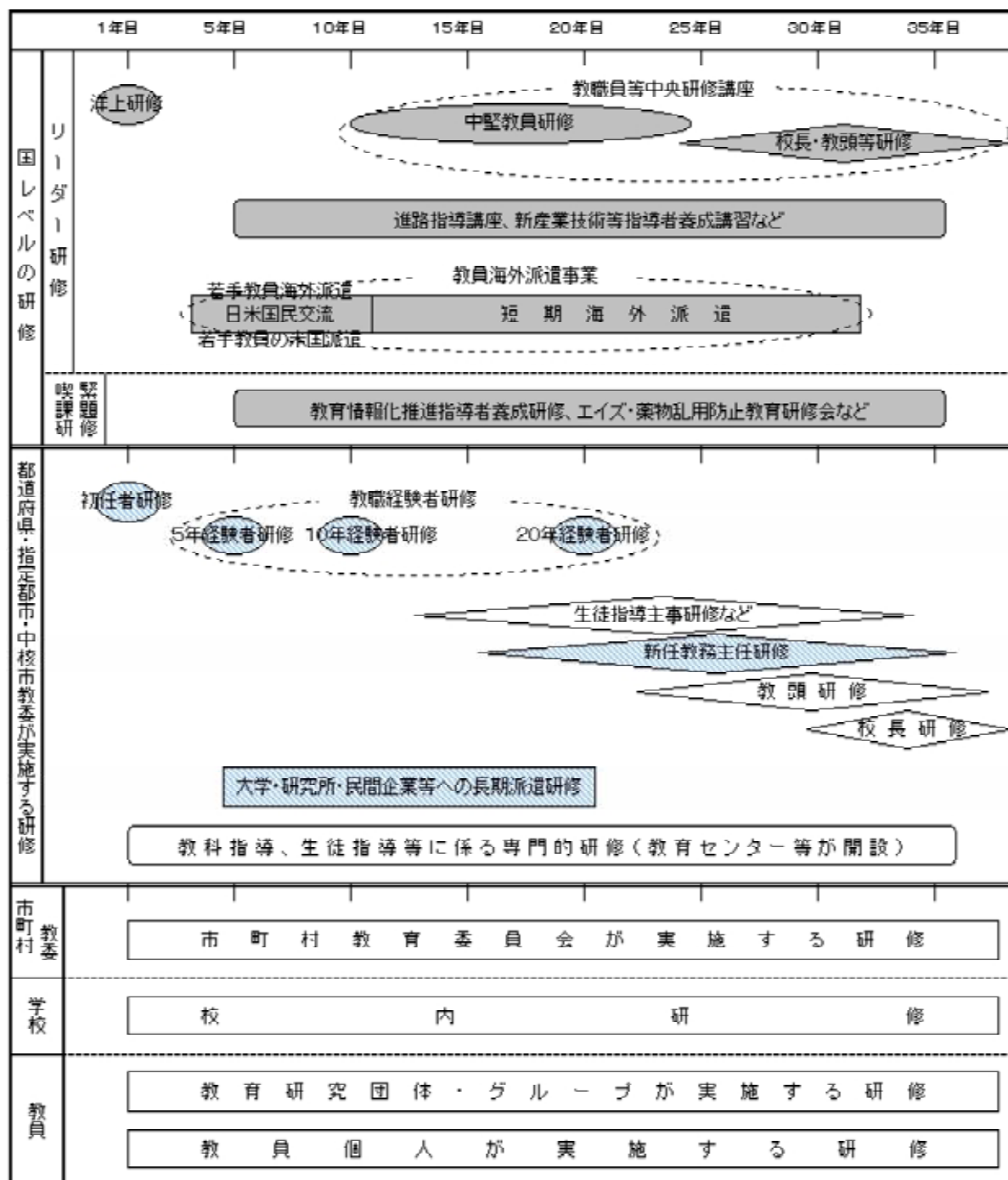
教育公務員特例法の一部改定(S63)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改定(H13)



教員研修の見直しと体系化

(図)教員研修の実施体系



教員研修の実施体系

(文部科学省HP「魅力ある教員を求めて」より)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改定(H13)



「児童又は生徒に対する指導が不適切であること」



- ・教科に関する専門的知識，技術等が不足しているため，学習指導を適切に行うことができない場合(教える内容に誤りが多かったり，児童生徒の質問に正確に答えることができない等)
- ・指導方法が不適切であるため，学習指導を適切に行うことができない場合(ほとんどの授業内容を板書するだけで，児童生徒の質問を受け付けない等)
- ・児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠け，学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合(児童生徒の意見を全く聞かず，対話もしないなど，児童生徒とのコミュニケーションをとろうとしない等)

算数・数学科教員研修の課題



- (1)算数・数学科の指導における基礎・基本的な資質能力と教員養成・採用・研修の関連
- (2)算数・数学科の指導経験を通じて見いだされた課題に焦点化した研修のあり方
- (3)教員個々の自発的・主体的な研修意欲にもとづいた算数・数学科授業改善の方策
- (4)算数・数学科教育課程研修等における実施者，参加者の研修についての評価とそれに基づく改善方策の明確化
- (5)算数・数学教育研修の校内研修への位置づけ
- (6)算数・数学教育に関する指定校制度の活用と継続拡大
- (7)大学修士課程による教育研究機会の活用